

夢をのせて再出発



調印を終え決意も新たに

合併協議会

再開にあたって



大野郡 5 町 2 村合併協議会

会長 芦刈 幸雄

大野郡 5 町 2 村合併協議会の再開にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

案の可決により、大野郡 5 町 2 村の合併協議が名実ともに再出発できる運びとなりました。

まずは、合併協議が中断し、協議が大幅に遅れ、関係者並びに住民の皆様に変えご迷惑をおかけしましたことにつきまして、冒頭にお詫びを申し上げます。この間、住民の皆様には暖かく見守っていただき、あらゆる方面でご支援、ご指導賜りましたことに心から感謝とお礼を申し上げます。

去る 11 月 30 日の犬飼町長選、12 月 8 日の三重町議会における「大野郡 5 町 2 村合併協議会における協議再開について」の議

今後は、合併特例法の期限である平成 17 年 3 月末までの合併を目指し、全力を傾注して合併に取り組んでまいりる所存であります。また、住民の皆様にとり、誇りと希望もてる地域づくりを創造し、真に実りある合併を目指す所存でございます。

今後とも、住民の皆様のご支援、ご協力を切に願ひ申し上げます。ごあいさつといたします。

再開にあたって各町村長のコメント

清川村長 森 健一
大野町長 佐伯和光

希望とよろこびを享受

できる新市を目指して

21世紀が夢と希望にあふれ、住民の皆様が幸せを実感できる新市建設に向けては、互譲と共存共栄の精神に基づいて協議を進めていかなければなりません。

その上で希望とよろこびが享受できる新市が誕生するよう最大限の努力をしてまいります。

緒方町長 山中 博

協議再開に真摯に取り組みたいと存じます。

また、合併することにより、皆さんの住む地域が新たな夢を描け、住むにふさわしい新市になればならないと思っています。従来の枠を超えた新市の計画作りに邁進したいと存じます。

朝地町長 羽田野 昭太郎

合併協議会の再開、心より喜びあいたいと思います。今回の件は、改めて合併のむつかしさを痛感した思いです。

今後は、この経験を生かし、共存共栄、互譲の精神をもって、夢と希望に満ちた新市を造るべく努力をしていきたいと思っています。

合併協議の再開を心より嬉しく存じます。

互譲と共存共栄の精神で真摯に協議する中で、厳しい環境の自治体同士が将来に向け、それぞれの地域として活力を生むべく、また、夢と希望のある新しいまちづくりに努力して行きたいと思えます。

千歳村長 阿南 宏

大野郡という、歴史と文化を共有する5町2村の枠組みの再確認が出来ました。残された極めて短い期日の中で、互いの町村が真摯に受け止め合い素晴らしい新市の構築に邁進したいものだと考えております。

犬飼町長 山村 昭三

大野郡民の皆様には、これまで犬飼町のことで大きなご迷惑をおかけしてまいりましたことについて、ここに深くお詫びを申し上げます。

これからは、大野郡5町2村の合併がスムーズに行くよう、皆さん方と手を取り合って進めていく所存であります。

大野郡5町2村合併協議会に関する協議書

平成15年2月22日に確認した大野郡5町2村合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する協議事項等に変更が生じたため、三重町長、清川村長、緒方町長、朝地町長、大野町長、千歳村長及び犬飼町長（以下「合併関係町村の長」という。）は、下記のとおりあらためて協議、確認したので協議書を取り交わす。

記

1. 規約による協議事項

規約第6条第1項に規定する協議会の会長及び副会長の選任について

会長には、三重町長 芦刈 幸雄 を選任する。

副会長には、緒方町長 山中 博 及び

千歳村議会議長 高野 健治 を選任する。

2. 規約による確認事項

規約第8条に規定する副会長のうち会長の職務を代理する者について

第1順位 緒方町長 山中 博 とし、

第2順位 千歳村議会議長 高野 健治 とする。

上記協議の証として本書7通を作成し、各1通を所持するものとする。

平成15年12月5日

三重町長	芦刈 幸雄	大野町長	佐伯和光
清川村長	森 健一	千歳村長	阿南 宏
緒方町長	山中 博	犬飼町長	山村 昭三
朝地町長	羽田野 昭太郎		

大野郡5町2村合併協議会における協議再開のための申し合わせ事項

市町村合併は、地方分権の担い手にふさわしい行財政基盤や行政能力を有する自治体を形成し、住民本位の行政システムの構築と地域の活性化を目指して行うものである。

そのためには、合併後の新しい自治体において、健全かつ効率的で持続的な行財政運営が行われることが重要であり、また、合併協議に当たっては、地域住民の意向を十分踏まえて、協議が行われなければならない。

この基本的な立場に立って、三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町の大野郡5町2村合併協議会における協議を再開するに当たり、互譲と共存共栄の精神で真摯に新しいまちづくりに向けた協議を行うため、以下の事項について申し合わせを行うこととする。

記

- 1 徹底した情報開示を行うこととする。
- 2 広く住民参加を求め、開かれた協議を行うこととする。
- 3 合併前に財政の健全化に努めることとする。
このため、合併しない場合を想定した平成21年度までの「財政見通し」を作成し、関係町村に提出するとともに、住民に周知徹底することとする。
- 4 合併関係町村間において、合併後の新自治体のまちづくりや財政に影響を及ぼす事務事業については事前調整を行うこととする。
 - (1) 今後新たに着手しようとする事務事業について、関係町村等で協議し、合意を図ることとする。
 - (2) 平成16年度以降の職員採用は、公社等外郭団体を含め自粛することとする。
 - (3) 合併までの間、基金の適正管理に努めることとする。
 - (4) 緒方病院については、合併協議再開後、法定協議会に専門委員会等を設置し、地域医療のあり方や経営効率化の観点から、総合的な検討を行うこととする。
なお、総合的な検討には、将来の緒方病院の経営形態についての検討も含めることとする。
- 5 住民の教育・医療・福祉等基本的サービスの維持に努めることとする。

平成15年11月7日	三重町長	芦刈 幸雄
	清川村長	森 健一
	緒方町長	山中 博
	朝地町長	羽田野 昭太郎
	大野町長	佐伯 和光
	千歳村長	阿南 宏

平成15年12月5日	犬飼町長	山村 昭三
立会人	大分県副知事	石川 公一

協議が中断していました第5回合併協議会を再開

第5回合併協議会

12月9日、三重町大原総合体育館1階サブアリーナにおいて、7月4日に中断していました第5回合併協議会を再開しました。

はじめに新役員の会長若刈幸雄・副会長山中博・副会長高野健治のあいさつが行われました。

つづいて委員の交代に伴う委嘱状の交付がありました。

会長の再開宣言により、7月4日から中断していました第5回合併協議会が再開されました。

再開後、犬飼町長、三重町議会議長より経過の報告がありました。そして、次のことについて報告・提案等しました。



経過報告する
山村犬飼町長（上）と
生野三重町議会議長（右）



経過報告

○山村昭三犬飼町長

町長就任後12月2日に犬飼町議会全員協議会において、協議再開のための申し合わせ事項の調印の了承をいただき、また、12月5日に駐在員会においても理解を賜り、調印式に臨みまし。12月8日に新市まちづくり委員会において、平成17年3月31日の合併に向け協議することを確認しました。

○生野照雄三重町議会議長
12月8日の定例議会において「大野郡5町2村合併協議会における協議再開のための申し合わせ事項」を基本方針とする「大野郡5町2村合併協議会における協議再開について」の議案を議決しました。

【報告事項】

●報告第14号

大野郡5町2村合併協議会事務局規程の一部改正について

▽関係町村の人事異動及び事務分掌の変更による事務局規程の一部改正が報

告されました。

●報告第15号

平成14年度大野郡5町2村合併協議会会計歳入歳出決算報告及び監査報告について

▽平成14年度大野郡5町2村合併協議会会計歳入歳出決算及び監査の報告がされました。

●報告第16号

合併重点支援地域指定に係る県への事業要望について
▽表1のとおり報告されました。

【協議事項】

（継続協議）

●協議第6号

新市の事務所の位置について（協定項目第4号）

●協議第7号

議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目第6号）

●協議第8号

慣行の取扱いについて（協定項目第20号）

▽継続協議項目は再説明を行い、次回の協議会で協議されます。（新規協議）

●協議第9号

町名・字名の取扱いについて（協定項目第19号）

●協議第10号

男女共同参画の取扱いについて（協定項目第22号）

▽新規協議項目は再説明を行い、次回の協議会で協議されます。但し、協議第9号は国の見解が変更になったため、新たに次回の協議会に再提案されます。

【提案事項】

提案された事項については、次回の協議会で協議されます。

●協議第11号

地方税の取扱いについて（協定項目第8号）

●協議第12号

一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目第9号）

新合併協議会委員紹介

犬飼町長	(新) 山村昭三
	(旧) 藤田朝生
犬飼町新市 まちづくり 委員長	(新) 佐藤忠憲
	(旧) 渋谷誠治

協定項目第4号 協議第6号「新市の事務所の位置の提案内容」

1. 新市の事務所は、三重町に置く。
2. 大野郡5町2村が合併を目指す平成17年3月31日までは新庁舎の建設が不可能であることから、当面は、現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。
3. 新市の事務所については、本庁方式とするが、現三重町役場庁舎は老朽化しており、本庁機能を全て備えることが極めて困難であるため、新庁舎完成までのおおよそ5年間は、暫定的な本庁方式（実質、総合支所方式）を採用する。
4. 新庁舎の建設候補地については、小委員会を設置し、専門的、具体的に調査・検討する。
5. 小委員会の報告をまって、協議会で最終決定する。

協定項目第6号 協議第7号「議員の定数及び任期の取扱いについての提案内容」

1. 議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会を設置し、具体的に調査、検討する。
2. 小委員会の報告をまって、協議会で最終決定する。

協定項目第20号 協議第8号「慣行の取扱いの提案内容」

1. 市章、市木、市花、憲章等については、新市において速やかに定める。
2. 宣言については、現行の宣言を尊重し、新市において新たに定める。
3. 慣例の各種行事については、原則として現行のとおりとするが、新市において調整する。
4. 表彰については、新市に移行後、速やかに制度化を図る。

協定項目第19号 協議第9号「町名・字名の取扱いの提案内容」

1. 町及び字の区域については、現行のとおりとする。
2. 住所の表示は、「大字」の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併前に統一を図る。
3. 番地と枝番の間の「の」は、表記しないこととする。

協定項目第22号 協議第10号「男女共同参画の取扱いの提案内容」

1. 男女共同参画社会実現に向け、合併後速やかに条例の制定、計画の策定及び事業の推進に努める。

協定項目第8号 協議第11号「地方税の取扱いについての提案内容」

- 大野郡5町2村で差異のある税については、次のとおり取扱うものとする。
1. 個人町村民税の納期については、地方税及び市町村税条例準則の定める納期による。
 2. 法人町村民税の税率については、地方税法314条の6により100分の12.3とする。
 3. 三重町の課税標準の特例については、新市において不均一課税として設ける。
 4. 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
 5. 新市の土地評価の方法については、路線価式評価法及びその他宅地評価法とする。
 6. 軽自動車税の納期については、地方税法及び市町村税条例準則に定める納期による。
 7. ナンバープレートの再交付弁償金については、三重町の例による。
 8. 臨時運行許可事務及び手数料については、三重町、大野町、千歳村、犬飼町の例による。
 9. 特別土地保有税の免税点については、5,000㎡とする。
 10. 入湯税については、新市においても設ける。
 11. 都市計画税については、新市においても設ける。
 12. 納期前納付に対する報奨金の交付率は、100分の0.5とする。
 13. 納期前納付に対する報奨金の対象となる納期については、三重町、大野町の例による。
 14. 納期前納付に対する報奨金の交付限度額は、三重町の例による。
 15. 納税組合制度・納税組合助成金については、合併時に廃止する。
 16. 納税通知の方法(個人町村民税・固定資産税・軽自動車税)については、新市において自治会長(仮称)の公務として行う。
 17. 納税方法については、口座振替制度を採用する。

表1 重点支援地域指定に伴う道路要望路線一覧表

国県道関係

番号	路線名	箇所名・地名	要望内容	工区延長
①	犬飼バイパス	犬飼町	早期全線開通	
	中九州横断道路	犬飼町～大野町	早期全線開通	
②	国道502号	清川村岩戸	改良(橋梁新設込み)	2,300m
		三重町菅尾	改良	2,500m
		清川村長迫	改良	400m
	国道326号	三重町小坂	改良	900m
③	県道三重新殿線バイパス	三重町内田～千歳村新殿	新設	10,500m
④	県道山内新殿線	犬飼町山内～千歳村新殿	改良	3,824m
	県道山内新殿線バイパス(仮称)	千歳村新殿	新設	500m
⑤	県道三重津原線	大野町田中、中原、矢田	改良(橋梁新設込み)	6,900m
⑥	県道百枝大野線	三重町向野～大野町田中	改良	5,500m
⑦	県道緒方大野線	緒方町馬場～大野町夏足	改良	3,000m
⑧	県道緒方朝地線	朝地町小野	改良	800m
⑨	県道百枝浅瀬野津線	三重町上田原～宇対瀬	改良	5,400m
⑩	広域農道大野南部	三重町新田地区	新設	1,500m
	県道伏野三重線	三重町羽飛～久原	改良	3,000m
	県道六種緒方線	緒方町馬瀬畑	改良	1,200m
	新規道路(農道事業)	三重町久原～清川村六種	新設(橋梁新設込み)	5,000m
⑪	県道中津留轟牧口停車場線	清川村宇田枝～三重町白谷	改良	17,033m
⑫	県道緒方高千穂線	緒方町徳田～小原、小原～尾平	改良	4,000m
⑬	県道朝地直入線	朝地町北平～中熊	改良	1,600m
⑭	県道池田大原線	朝地町池田	改良	1,245m
⑮	田原農免	犬飼町田原	新設	1,000m

その他県事業(河川事業)

番号	河川名	箇所名・地名	要望内容	備考
1	大野川	犬飼町久原	河川改修	支川処理を含む
2	三重川	三重町内山	河川改修	
3	平井川	大野町矢田～朝地町朝地	河川改修	酒井寺川、向原川改修含む

協定項目第9号 協議第12号「一般職の職員の身分の取扱いについての提案内容」

1. 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべての新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
2. 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に調整し、統一する。
3. 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から新市の基準を調整し、統一を図る。級別標準職務分類表については、合併時に新市の基準を調整し、統一する。
なお、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行うものとする。

注) 市町村の合併の特例に関する法律 『職員の身分の取扱い』
第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

経過報告

期 日	行 事	摘 要
11月7日(金)	調印式	三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村の4町2村の首長と石川副知事が「大野郡5町2村合併協議会における協議再開のための申し合わせ事項」に調印
11月13日(木)	第9回町村長連絡会	
11月18日(火)	合併協議会再開に向けた準備会議	経過の報告 ①「大野郡5町2村合併協議会における協議再開のための申し合わせ事項」の経過報告 ②「大野郡5町2村合併協議会における協議再開のための申し合わせ事項」に対する各町村の協議結果の報告 報告 報告第13号 今後の合併協議スケジュール 協議 ・事務レベル協議再開の確認 ・大野郡5町2村合併協議会の12月開催日程について
11月28日(金)	第4回幹事会	再開後のスケジュール及び事業計画
12月1日(月)	辞令交付	局長、次長
12月5日(金)	調印式	犬飼町が「大野郡5町2村合併協議会における協議再開のための申し合わせ事項」に調印
	第10回町村長連絡会	
12月9日(火)	第5回協議会	協議再開

合併協議会は公開しています。

協議会は、1月から毎月2回開催で、関係町村持ち回りの予定です。都合により日程を変更することがありますので、傍聴を希望される方は、事務局にご確認のうえお越しください。

協議会の予定

第6回協議会 12月25日(木)
午後1時30分
場所／三重町大原総合体育館2階研修室

第7回協議会 1月15日(木)
午後1時30分
場所／清川村中央公民館

第8回協議会 1月29日(木)
午後1時30分
場所／緒方町中央公民館

事務局職員名簿

役 職 名	氏 名	備 考
局 長	赤 嶺 信 武	三 重 町
次 長	倉 原 浩 志	大 分 県
	田 北 厚 生	緒 方 町
	江 藤 喜 啓	三 重 町
	和 田 裕 之	朝 地 町
総 務 班		
班長(次長兼務)	田 北 厚 生	緒 方 町
班 員	首 藤 英 治	朝 地 町
企画調整第1班		
班長(次長兼務)	江 藤 喜 啓	三 重 町
総 務 部 会	佐 保 正 幸	清 川 村
	後 藤 将 影	三 重 町
企 画 部 会	江 藤 喜 啓	三 重 町
	清 水 康 士	大 野 町
企画調整第2班		
班長(次長兼務)	和 田 裕 之	朝 地 町
民 生 部 会	戸 上 守	千 歳 村
	内 田 健 児	緒 方 町
	関 谷 隆 一	清 川 村
文 教 部 会	衛 藤 成 史	大 野 町
	佐 藤 浩 浩	犬 飼 町
産 業 部 会	和 田 裕 之	朝 地 町
	衛 藤 恒 範	千 歳 村
建 設 部 会	隈 田 原 勇 次	犬 飼 町

編集・発行／大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35(フレッシュランドみえ内)
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール info@ohnogun-gappei.jp
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148